

○筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例

(平成 23 年 12 月 27 日条例第 27 号)

改正 平成 26 年 3 月 31 日条例第 3 号 平成 28 年 3 月 31 日条例第 12 号
平成 28 年 9 月 28 日条例第 29 号

筑紫野市乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和 49 年筑紫野市条例第 41 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児 筑紫野市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。
ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者を除く。

ア 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にある者

イ 3 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

(2) 児童 筑紫野市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。
ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。

ア 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

イ 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

(3) 子ども 乳幼児及び児童をいう。

(4) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、筑紫野市の区域内に住所を有する親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

(5) 医療保険各法 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 筑紫野市の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法による保護を受けている子どもの保護者
- (2) 筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和59年筑紫野市条例第2号)に規定するひとり親家庭等医療費の支給を受けている児童(前条第2号に規定する児童をいう。次号において同じ。)の保護者
- (3) 筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年筑紫野市条例第42号)に規定する重度障害者医療費の支給を受けている児童(12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の保護者

(子ども医療費の支給)

第4条 市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療(第2条第2号イに規定する児童にあっては、入院に係る医療に限る。)に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる額については支給しない。

区分	入院の場合	入院以外の場合
乳幼児(第2条第1号イに規定する者に限る。)	1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)	1月につき600円(ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額の場合は、当該額とする。)

児童(第2条第2号アに規定する者に限る。)	1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)	1月につき1,200円(ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額とする。)
児童(第2条第2号イに規定する者に限る。)	1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)	/

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関における診療とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、第2条第1号イに掲げる乳幼児となった日及びその日以降毎年10月1日以降引き続き子ども医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、子ども医療費の受給資格の認定に当たり当該受給資格を公簿等により確認することができるときは、同項の申請を省略させることができる。

(子ども医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。))に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

(子ども医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。))において医療又は訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。
- 3 市長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例第2条の子どものに係る子ども医療費受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

附 則(平成26年3月31日条例第3号)

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 28 日条例第 29 号)

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

○筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例施行規則

(平成 24 年 2 月 2 日規則第 2 号)

改正 平成 28 年 9 月 6 日規則第 17 号 平成 29 年 2 月 28 日規則第 3 号

筑紫野市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和 49 年筑紫野市規則第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例(平成 23 年筑紫野市条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請の手続)

第 2 条 条例第 5 条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ子ども医療費受給資格(認定・更新)申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。子ども医療費の受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が、同条後段の規定により改めて子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする場合においても同様とする。

(1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)

(2) 条例第 3 条に規定する対象者であることを証する書類

(3) 乳幼児(条例第 2 条第 1 号イに掲げる者に限る。)及び児童(条例第 2 条第 2 号アに掲げる者に限る。)の生計を維持する者の前年の所得(児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号。以下「施行令」という。)第 2 条及び第 3 条の規定により算出した額とし、1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第 1 条に規定する額以上であるかを確認することができる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び不交付の通知)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による子ども医療証(様式第 2 号。以下「医療証」という。)の交付は、市長が同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の更新申請等)

第4条 条例第2条第1号イに掲げる乳幼児及び同条第2号アに掲げる児童の受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、子ども医療費受給資格(認定・更新)申請書により医療証の更新を申請することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。

3 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、速やかに、当該医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療費助成対象者資格変更(喪失)届出書兼交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、当該医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに、市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)とする。

(子ども医療費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、子どもが国民健康保険の被保険者以外にあっては、子障親医療費請求書(様式第4号又は様式第5号)又は子障親訪問看護療養費請求書(様式第6号)を提出するものとする。

(子ども医療費の支給申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて医療費支給申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、子どもが筑紫野市国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認することができるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部を不支給と決定したときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第10条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 子どもの住所及び氏名

(2) 子どもの世帯主、被保険者、組合員、加入者又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名

(3) 受給資格者の住所及び氏名(受給資格者が被保険者等でない場合のみ)

(4) 子どもの死亡

(5) 子どもの被保険者等

(6) 子どもの被保険者等に係る保険者

(7) その他市長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、医療費助成対象者資格変更(喪失)届出書兼交付申請書に医療証を添え、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは届出を省略させることができる。

3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、医療費助成対象者資格変更(喪失)届出書兼交付申請書に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは届出を省略させることができる。

4 受給資格者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、関係書類を添えて、第三者の行為による被害届(様式第8号)によりその旨を直ちに市長に届け出なければならない。

(受給資格の喪失の特例)

第11条 受給資格者は、条例第3条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該至った日の属する月の末日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月6日規則第17号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条、第4条関係)

子ども医療費受給資格(認定・更新)申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条、第12条関係)

子ども医療証

[別紙参照]

様式第3号(第5条、第10条関係)

医療費助成対象者資格変更(喪失)届出書兼交付申請書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

子障親医療費請求書(医科、歯科用)

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

子障親医療費請求書(調剤用)

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

子障親訪問看護療養費請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

医療費支給申請書

[別紙参照]

様式第 8 号 削除

様式第 9 号 削除

様式第 10 号 削除

様式第 11 号 削除

様式第 8 号(第 10 条関係)

第三者の行為による被害届

[別紙参照]